

給 与 規 程

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会就業規則(以下「就業規則」という)第29条に規定する職員に支給する給与の決定、計算および支払の方法、支払の時期ならびに昇給に関する事項などを定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第2条に定める職員について適用する。

- 2 短時間雇用職員は、その契約時間と週40時間との割合によって、比例的にこの規則に定める給与等を取得することが出来る。
- 3 有期雇用の契約職員、パートタイム職員、アルバイト職員については個別労働契約により定めるものとする。

(給与の構成)

第3条 給与の構成は、次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 通勤手当
- (3) 時間外手当
- (4) 休日手当(法定休日である日曜日に出勤した場合の手当)
- (5) 深夜手当(午後10時から午前5時までの間に勤務した場合の手当)
- (6) 在宅勤務を選択している場合は別途在宅勤務規約で定める在宅勤務手当
- (7) 役職手当
- (8) 賞与

(基本給の額)

第4条 基本給は月給制とし、職務内容、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

- 2 雇入時の基本給は、書面で明示する。

(給料表)

第5条 職員の基本給は、「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)(以下「給与法」という。)の別表第一「行政職俸給表(一)」を準用し、認定特定非営利活動法人日本ファンレイジング協会給料表とする。(別表1)

- 2 給料表は社会情勢により変動がある。

(前歴加算)

第6条 入職した職員の基本給の号俸は、前歴のあるものについては、別表3の前歴加算により決定する。

- 2 転職などにより一度協会を退職した者が、再度、選考に合格し職員として採用された場合は、既存職員とのバランスを考慮したうえで、退職時の等級号俸に前歴加算を加味することができる。

(昇給・降給)

- 第7条 職員が現に受けている号俵を受けるに至ったときから12か月を下らない期間の成績の程度に応じて昇給または降給させることができる。人事評価による号俵調整は、別表4による。
- 2 職員の昇給は、その属する職員の級における最高の号俵を超えて行うことはできない。
 - 3 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、第1項に規定する期間を短縮することができる。
 - 4 定期昇給該当者でその期間中、それぞれ3か月以上の欠勤ある場合は、3か月毎に定昇を繰延べる。ただし、月数は、満をもって計算し端数は切上げとする。
 - 5 基本給及び諸手当等の改定（昇給・降給・現状維持のいずれか）については、正職員は原則毎年4月に行うこととし、契約職員については契約更新月とする。

(昇格・降格)

- 第8条 職員を上位の資格等級に変更（以下「昇格」という。）させる場合には、その者の経験、技能、適格性、勤務実績等を考慮して行う。昇格した後の号俵は、別に定める認定特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会、昇格時号俵対応表（別表2）により適用される。給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俵に対応する、昇格後の号俵に4号俵加算した号俵と定める。
- 2 職員を下位の資格等級に変更（以下「降格」という。）させる場合には、その者の経験、技能等により当該資格等級の職責を負うことが出来なくなった場合、懲戒を受けた場合等に行う。

(時間外手当等)

- 第9条 時間外手当は、法定労働時間を超えた労働時間に応じて、法定の割増賃金を支払うものとする。
- 2 就業規則第15条2項による育児短時間勤務者および1週40時間労働勤務に満たない職員については、法定労働時間が超えた時点で、その法定労働時間を超えた労働時間に応じて法定割増賃金を支払うものとする。
 - 3 休日手当は、法定休日（日曜日）に出勤した場合、労働時間に応じて法定割増賃金を支払うものとする。ただし代休を取得した場合は、不就業控除として法定割増し分を除いた賃金を給与から差引くものとする。
 - 4 深夜手当は、午後10時から午前5時までの間に労働した場合、法定の割増賃金を支払うものとする。

(役職手当)

- 第10条 管理または監督の地位にある職員の職のうち別に定めるものについて、その特殊性に基づき、給与月額100分の20を超えない範囲内において、役職手当を支給する。
- 2 前項に規定する手当の割合は、別表5による。

(管理職特別勤務手当)

- 第11条 第10条の規定により役職手当を支給される職員が、就業規則第10条1号から3号に規定する日において勤務した場合は、管理職特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する手当の額は、別表6による。

(通勤手当)

第 12 条 通勤に電車、バス等の交通機関を利用する職員に対しては、通勤に係る実費支弁を目的として6か月定期代のうち1か月相当額の通勤手当を支給する。ただし、通勤の経路及び方法は、最も合理的かつ経済的であると協会が認めたものに限ることとする。

- 2 バス利用は、自宅と最寄駅の直線距離が、1.5Km以上である場合のみ認める。
- 3 通勤手当は、1か月当たり55,000円を支給限度とする。
- 4 在宅勤務を選択する職員、もしくは在宅勤務を命じられた職員については、在宅勤務規約により支給する。

(通勤手当の計算方法)

第 13 条 前条に規定する通勤手当は、支給事由が発生した月から支給事由が消滅した月まで支給するものとする。ただし、給与計算期間の途中に入社、退職、休職又は復職した場合における当該事由の発生した月の通勤手当の額は、本規定第20条(中途入社給与の計算方法)の計算方法の定めるところによる。

- 2 職員が在宅勤務を選択もしくは在宅勤務を命じられている場合の通勤手当については、事務所に出勤した日の実費(往復運賃×出勤日数の金額)を支給する。ただし、実費が6か月定期代のうち1か月相当額を超えた場合は、当該月は事務所勤務を選択したとみなし、6か月定期代のうち1か月相当額を通勤手当として支給する。

(通勤経路変更の届出義務、不正の届出)

第 14 条 通勤経路を変更するとき及び通勤距離に変更が生じたときは、1週間以内に届け出なければならない。

- 2 前項の届出を怠ったとき、又は不正の届出により通勤手当その他の賃金を不正に受給したときは、その返還を求め、懲戒の事由に基づき懲戒処分を行うことがある。

(割増賃金の計算方法)

第 15 条 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

(1) 時間外労働割増賃金(法定労働時間を超えて労働させた場合)

- 1 1か月60時間以下の時間外労働について
(基本給+在宅勤務手当(支給対象者のみ))
÷ 1ヶ月の所定労働時間数 × (1 + 0.25) × 時間外労働時間数
- 2 1か月60時間を超える時間外労働について
(基本給+在宅勤務手当(支給対象者のみ))
÷ 1ヶ月の所定労働時間数 × (1 + 0.50) × 時間外労働時間数

(2) 休日労働割増賃金(法定の休日に労働させた場合)

- (基本給+在宅勤務手当(支給対象者のみ))
÷ 1ヶ月の所定労働時間数 × (1 + 0.35) × 法定休日労働時間数

(3) 深夜労働割増賃金(午後10時から午前5時までの間に労働させた場合)

- (基本給+役職手当(支給対象者のみ)+在宅勤務手当(支給対象者のみ))
÷ 1ヶ月の所定労働時間数 × (0.25) × 深夜労働時間数

- 2 前項各号の1ヶ月平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。
(年間所定労働日数) × 1日所定労働時間数 ÷ 12

(割増賃金の適用除外)

第 16 条 本規程第 10 条の規定により役職手当を支給される職員には、本規程第 9 条（時間外手当）は、深夜労働割増賃金を除き、支払わないものとする。

(給与の支払いと控除)

第 17 条 給与は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし職員が同意した場合は、その指定する金融機関等の口座に振込む。

- 2 次に掲げるものは、給与から控除する。
 - (1) 源泉所得税
 - (2) 健康保険及び厚生年金保険の保険料（介護保険料を含む）の被保険者負担分
 - (3) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
 - (4) 住民税
 - (5) 労使協定により給与から控除することとしたもの

(給与の計算期間と支払日)

第 18 条 給与は、前月 16 日から当月 15 日までの分について同月 27 日に支払う。支給日が金融機関の休日の場合には、その直前の休日でない日とする。

(中途入社給与の計算方法)

第 19 条 給与計算期間の中途に入社、退社、休職、復職した場合は、その月の給与を下記の計算式により日割計算して支払う。

（基本給÷その月の所定労働時間×1ヶ月の総労働時間）＋通勤費（6か月定期代のうち1か月相当額もしくは往復運賃×オフィス出勤日数の金額でいずれかの安い金額の支給）

- 2 前項において、1日及び1週間の法定労働時間を超える場合、又は休日若しくは深夜における労働を行った場合は、本規定第 16 条（割増賃金の計算方法）によって計算をおこない支給する。

(欠勤等の扱い)

第 20 条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした場合の時間については、原則として1日又1時間当たりの給与額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出合計時間数を乗じた額を差し引く。

- (1) 遅刻・早退・私用外出等の控除
（（基本給+役職手当（支給対象者のみ）+在宅勤務手当（支給対象者のみ））÷その月の所定労働時間数×不就労時間数
- (2) 欠勤控除
（（基本給+役職手当（支給対象者のみ）+在宅勤務手当（支給対象者のみ））÷その月の所定労働日数×不就労日数

(休暇休業等の給与)

第 21 条 年次有給休暇と就業規則第 14 条に定める特別休暇の期間は、所定労働時間を労働したときに支払われる通常の給与を支給する。

- 2 次の休暇及び休業期間等は原則無給とする。
 - (1) 産前産後休業
 - (2) 育児・介護休業期間
 - (3) 育児時間

- (4) 母性健康管理のための休暇等の時間
 - (5) 公民権行使の時間又は日
 - (6) 休職の定めによる休職期間
- 3 第2項1, 2, 6号については健康保険制度・雇用保険制度の給付条件を満たせば、各制度から所得補償をうけることができるものとする。
- 4 協会の責めに帰すべき事由より、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1日につき平均給与の6割とする。

(賞与)

- 第22条 賞与は賞与基準日である6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に支給する。ただし、賞与基準日に休職している職員は含まれない。業績によっては支払わないこともあるものとする。
- 2 賞与の算出にあたっては、別に定める委員会等において決定した業績及び資産状況を勘案した支給月数に、本人の勤務成績、貢献度等を総合的に評価した上で、賞与基礎額に乘じ、賞与基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間を別表7に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とし、その算定については、次に定める期間を除算する。
- (1) 休職にされていた全期間
 - (2) 懲戒による出勤停止にされていた期間の全期間
- 4 第2項の賞与基礎額は、それぞれの賞与基準日現在において職員が受けるべき給料の基本給とする。
- 5 第10条の規定により役職手当を支給される職員は、別表5により賞与基礎額に加算される。
- 6 賞与の支給日は、6月27日及び12月27日とする。支給日が金融機関の休日の場合には、その直前の休日でない日とする。

(旅費の支給)

第23条 職員等の業務に係る旅費については、別に定める旅費規程による。

(育児短時間勤務適用者等の計算)

- 第24条 就業規則第15条第2項による育児短時間勤務適用者の基本給については、下記の計算式により支払う。
- (基本給×短時間勤務適用後の1日の労働時間÷8時間)
- 2 育児短時間勤務適用者の他、別の事情により代表理事の許可がおりて時短勤務を行う職員についても、前項の計算式で基本給を算出するものとする。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、職員の過半数代表の意見を聴取し協議したうえで、理事会の決議により行う。

附則

- 1 この規程は、2009年3月25日から施行する。
- 2 この規程は、2013年6月19日に改正施行する。
- 3 この規程は、2015年7月17日に改正施行する。

- 4 この規程は、2016年 12月 21日に改正施行する。
- 5 この規程は、2020年 9月 28日に改正施行する。
- 6 この規程は、2021年 11月 24日に改正施行する。
- 7 この規程は、2023年 4月 1日に改正施行する。

別表1 日本ファンドレイジング協会 給料表

職 員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	

	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				

	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
	94		295,900	343,600							
	95		296,200	344,100							
	96		296,600	344,500							
	97		296,800	344,700							
	98		297,100	345,100							
	99		297,500	345,500							
	100		297,900	345,800							
	101		298,100	346,100							
	102		298,400	346,500							
	103		298,800	346,900							
	104		299,100	347,300							
	105		299,300	347,800							
	106		299,600	348,200							
	107		300,000	348,600							
	108		300,300	349,000							
	109		300,500	349,500							
	110		300,900	349,900							
	111		301,300	350,200							
	112		301,600	350,500							
	113		301,800	351,000							
	114		302,000								
	115		302,300								
	116		302,700								
	117		302,900								
	118		303,100								
	119		303,400								
	120		303,700								
	121		304,100								
	122		304,300								
	123		304,600								
	124		304,900								
	125		305,200								
定年 再任用 短時間 勤務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

人事院勧告行政職俸給表（一）2024年4月1日現在のものを援用して、2024年4月1日改正

別表2 認定特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会、昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	13	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15	
43	11	27	27	35	35	26	28	15	

44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	28	16	
46	14	30	30	38	38	27	28		
47	15	31	31	39	39	28	28		
48	16	32	32	40	40	28	29		
49	17	33	33	41	41	29	29		
50	18	34	34	42	41	29	29		
51	19	35	35	43	42	29	29		
52	20	36	36	44	42	29	29		
53	21	37	37	45	43	30	30		
54	22	38	38	46	43	30	30		
55	23	39	39	47	44	30	30		
56	24	40	40	48	44	30	30		
57	25	41	41	49	45	31	30		
58	25	41	42	50	45	31	31		
59	26	42	43	51	46	31	31		
60	26	42	44	52	46	31	31		
61	27	43	45	53	47	31	31		
62	27	43	45	54	47	31			
63	28	44	45	55	48	31			
64	28	44	46	56	48	31			
65	29	45	46	57	49	31			
66	29	45	46	58	49	31			
67	30	46	47	59	50	31			
68	30	46	47	60	50	32			
69	31	47	47	61	50	32			
70	31	47	48	62	50	32			
71	32	48	48	63	50	32			
72	32	48	48	64	50	32			
73	33	49	49	65	50	32			
74	33	49	49	66	50	32			
75	34	49	49	67	50	32			
76	34	49	50	68	50	32			
77	35	50	50	68	51	32			
78	35	50	50	68	51	32			
79	36	50	51	68	51	32			
80	36	50	51	68	51	32			
81	37	51	51	69	51	33			
82	38	51	52	69	51	33			
83	39	51	52	69	51	34			
84	40	51	52	69	51	34			
85	41	52	53	69	51	35			
86	41	52	53	70	51				
87	42	52	53	70	51				
88	42	52	53	70	51				
89	43	53	54	71	52				
90	43	53	54	72	52				
91	44	53	54	73	52				
92	44	53	54	74	52				
93	45	53	55	75	53				
94		54	55						
95		54	55						

96		54	55						
97		54	55						
98		54	56						
99		55	56						
100		55	56						
101		55	56						
102		55	56						
103		55	57						
104		56	57						
105		56	57						
106		56	57						
107		56	57						
108		56	58						
109		56	58						
110		57	58						
111		57	58						
112		57	58						
113		57	59						
114		57							
115		57							
116		58							
117		58							
118		58							
119		58							
120		58							
121		58							
122		59							
123		59							
124		59							
125		59							

別表3 前歴加算

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
NPO 職員	職務の種類が類似しているもの	10 割以下	
政府関係機関職員	その他のもの	8 割以下	部内の他の職員と均衡を著しく失う場合はこの限りではない。
	直接関係があると認められるもの	10 割以下	

民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	その他のもの	8割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	直接関係があると認められるもの	10割以下	
		2. 5割以下	部内の他の職員と均衡を著しく失う場合は5割以下。

別表4 人事評価と昇給

人事評価	昇給幅（号俸）
S	8
A ⁺	6
A	4
B	2

別表5 役職手当及び賞与役職加算額

職名	加算額
事務局長のもの	20%
事務局次長のもの	16%
マネージング・ディレクターのもの	14%

別表6 管理職休日出勤手当

職名	支給額
事務局長のもの	10,000円
事務局次長のもの	8,500円
マネージング・ディレクターのもの	7,000円

別表7 賞与算出における在籍期間の割合

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80

4 か月以上 5 か月未満	100 分の 60
3 か月以上 4 か月未満	100 分の 40
3 か月未満	100 分の 20